

平成30年6月28日

公立大学法人大阪市立大学
理事長 荒川哲男 殿

監査結果報告書

公立大学法人大阪市立大学
監事 岸本佳浩

公立大学法人大阪市立大学（以下、「法人」といいます。）の第12事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業務執行、並びに、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益補処分に關する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書（以下、これらを「財務諸表等」と総称します。）について、地方独立行政法人法第13条第4項に基づく業務監査、及び、同法第35条第1項の規定に基づく会計監査を、それぞれ実施しました。

監査結果及び意見等について、以下のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 業務監査

(1) 監査の目的

法人の業務執行について適正かつ効率的な運営に資するために行った。

(2) 監査の内容

大阪市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計並びに人事管理に關する規則第2条、及び、監事監査規程第5条に掲げる事項について、次の項目に重点を置いて実施した。

- ア 法人の業務が法令等に従って適正に実施されているかどうか（規程等の整備状況及び実施状況を含む）
- イ 法人の業務が中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうか（中期計画、年度計画等の進捗状況、組織運営及び人事管理の状況、資産・債権の取得、管理及び処分の状況、業務効率化の状況を含む）
- ウ 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用
- エ 法人の役員の職務の遂行に關し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があるかどうか

(3) 監査の方法

役員会その他重要な会議に出席するほか、内部監査室と連携して、書面監査又は実地監査その他適宜の方法により、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部局の責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、証拠書類の査閲、必要に応じて実査を行う。

2 会計監査

(1) 監査の目的

財務諸表等の表示について真実性及び妥当性を確保するために行った。

(2) 監査の内容

ア 会計の執行状況

イ 財務諸表等の真実性及び妥当性

(3) 監査の方法

会計監査人と連携して、会計監査人から監査方法の概要及び結果について報告及び説明を受け、財務諸表等について検討を加えた。

第2 監査の結果

1 業務執行について

- (1) 業務は、全体として、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認める。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他の業務の適正を確保するため体制は、業務方法書等の見直しにより適切に整備、運用されていることを認める。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められなかった。

2 財務諸表等について

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の会計監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に光世妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく表示しているものと認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 事業報告書は、事業運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

以上